

胎内市長

井畑明彦様

胎内市農業振興の発展及び農地等利用
最適化の推進施策に関する意見書

令和6年1月31日

胎内市農業委員会

胎内市農業の振興・発展及び農地等利用

最適化の推進施策に関する意見書

日頃より、本市の農業の振興・発展に対し、ご尽力されていますことに敬意を表しますとともに、農業委員会活動についても、格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、世界的な情勢不安や今夏の異常気象等により、食料の安定供給に深刻な影響を与えている中、本市においても農業者の高齢化による離農や担い手不足による農業生産基盤の弱体化、鳥獣被害の拡大や耕作放棄地の増加など、農業・農村を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当農業委員会では農地の集積・集約化や遊休農地対策など、農地利用の最適化への取組を積極的に推進しているところであります。

また、農業経営基盤強化促進法等の改正により地域計画の策定に向けた新たな役割など、農業委員会の取組は大きな転換期を迎えております。

つきましては、本市の農業の振興・発展に向けて、農業者支援の更なる充実、併せて農地利用の最適化の推進を効率的に実施するために、特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第 38 条の規定に基づき、ここに意見書を提出いたします。

令和 6 年 1 月 31 日

胎内市農業委員会

会 長 松 村 孝 市

意見書

1. 農業政策について

(1) 地域計画の策定について

農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが法定化され、市町村が関係団体と協議し地域計画の策定を行うこととなっている。

地域計画は、将来の当市の農業と農地利用の姿を目標地図として表すものであり、今後、地位計画を策定するにあたり、関係機関や団体と連携し、策定・公表に向けた推進と情報共有を図ること。

(2) 水田活用の直接支払交付金について

水田機能を維持しながら麦・大豆等の畑作物を生産する農地について、5年間に一度も水張りが行われない農地は、令和9年度以降交付の対象としない方針とされている。これにより当制度に協力し、水田から畑作物への転作に取り組んできた多くの農家が支援の対象外となることや作物の収量減が懸念される。

水田活用の直接支払交付金による支援が継続されるよう国・県等に求めるとともに、制度の動向に注視し、農家に対し情報提供を行うこと。

(3) 耕畜連携の推進について

主食用米は需要量の減少などに加え、今年は異常気象による品質の低下など、農業経営は年々厳しさを増している。一方、畜産農家は穀物飼料価格の高止まりにより生産費が増大しており、安定した飼料生産基盤の確保が必要となっている。

そこで、飼料用稲・米への取組みと畜産農家での利用拡大を推進し、飼料自給率の向上と生産コストの低減を図るとともに、飼料用稲・米の生産に取り組む農家や畜産農家に対する支援策を検討すること。

(4) 持続可能な食料システムの構築について

みどりの食料システム法が令和5年7月に施行され、国は農業の環境負荷低減を目的として、化学農薬5割、化学肥料3割の比率で使用量を削減し、有機農業を全農地の25%に拡大するとしている。

一方、世界的な情勢不安により肥料や農業資材等の価格が高騰しているが、これを機会と捉え、化学農薬や化学肥料から脱却し、有機農業の拡大を図ることで環境負荷の少ない持続可能な農業を実現できると考えられる。

持続可能な食料システムの構築のため、希望する担い手農家が簡単に取り組めるよう、関係機関と協力し、具体的な技術指導と情報共有を行う体制を整備すること。

2. 遊休農地対策について

(1) 遊休農地の抑制と新規参入者の確保・育成について

農業者の高齢化や後継者不足などにより、今後も遊休農地の増加は避けられない状況である。

遊休農地の増加を抑制する観点からも、新規参入者の確保・育成に努め、地域の中心経営体等の後継者育成に対する支援を行い、積極的に担い手の確保・育成に取り組むこと。

(2) 相続未登記農地対策について

令和3年の民法・不動産登記法の改正により、所有者不明土地の解消に向けた見直しが行われた。本市においても相続未登記や所有者不明の農地が多く存在しており、遊休農地化が懸念されるだけでなく、担い手への農地集積・集約化に大きな弊害となっている。

相続登記の義務化等の制度について、市報たいないや市ホームページなどを活用し、広く周知すること。

3. 鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策は、電気柵の設置や捕獲活動など実施しているが、野生鳥獣による農作物への被害は後を絶たない。

地域や関係団体と協力し、被害防除・個体数調整・生息環境管理を組み合わせた総合的な対策に取り組むこと。

4. インボイス制度への対応について

令和5年10月からインボイス制度が始まったが、どの取引が対象となるか、免税事業者と課税事業者でどのような違いがあるかなど、まだまだ不安の声が大きい。

インボイス制度について理解を深め適切な対応を行うため、農業者に対する相談会や研修の場を設けること。